

第3次報告書に盛り込むべき項目（案）

1. 第2次報告書以降の検討状況等
 - 1-1 拡大分科会の開催状況
拡大分科会を2回実施
今後、報告書の取りまとめに向けて意見集約を実施していく予定
 - 1-2 MVNOタスクグループの開催状況
MVNOタスクグループを3回実施
今後、MNOが詳細な仕様開示を行い、検討を継続していく予定
 - 1-3 直近の通信障害における代替手段（00000 JAPAN等）の発動状況等

2. 非常時における事業者間ローミングの概要
 - 2-1 非常時における事業者間ローミングの在り方
事業者間ローミングの基本的な考え方について
事業者間ローミングの発動が想定される「非常時」の具体的事例について

 - 2-2 提供方式の説明
 - 2-2-1 「フルローミング」方式
第2次報告書と同様の方式及び対象サービス
 - 2-2-2 「緊急通報のみ」方式
第2次報告書以後の検討において、さらに「緊急通報のみ」方式について、
 - ・ 認証あり「緊急通報のみ」方式
 - ・ 認証なし「緊急通報のみ」方式の2通りの方法が検討され、両方式を実施していく

 - 2-3 スケジュール
「フルローミング」方式に加えて、「緊急通報のみ方式」についても令和7年度末頃の導入を目指す

3. 新たに整理された事項

3-1 端末仕様と制約事項

3-1-1 端末の制約事項

「フルローミング」方式において、緊急通報を発呼できない一部の端末の存在

3-1-2 端末操作（手動切替）

携帯電話基地局の停波時などは自動で切り替えることが可能であるが、コア設備に障害がある場合などは、手動での切り替え操作が必要

3-2 ネットワーク仕様と制約事項

3-2-1 ローミング用PLMN番号の報知について

ローミング実施時において、救済事業者の携帯電話基地局から、救済事業者毎に異なるローミング専用のPLMN番号を端末に報知

3-2-2 フェムトセルへの実装について

携帯電話事業者のフェムトセル基地局において、事業者間ローミングの実装ができないことについて

3-2-3 携帯電話向けの緊急地震速報等（ETWS）について

非常時ローミングにおいて、一部端末において、緊急地震速報等（ETWS）が鳴動しないおそれがあることについて

3-3 ローミング発動時に取得すべきデータ

第1次報告書で述べたローミング発動時に取得すべきデータについて、更新された内容

3-4 緊急通報を発呼できない一部の端末の位置付けについて

非常時における事業者間ローミングにおいて、緊急通報が発呼できない一部端末があることについて、現行制度との整合性を検討

3-5 利用者周知の必要性

制約事項や端末操作に関する利用者周知や、消費者保護の観点から端末の対応状況を消費者が簡便に知る手段の確保の必要性

4. 今後の進め方

作業班、拡大分科会、MVNOタスクグループでの整理を引き続き実施